

令和6年度・第19回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年10月28日(月) 13:00～16:00

開催場所 SSプラザ川内 301～303会議室

出席委員(18名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員(0名)

欠席委員(1名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	夫田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(4名)

事務局出席者 平局長・西代理・梶原主幹・吉原主任・松下G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ ㊟

議事録署名者 _____ 17番 _____ ㊟

_____ 18番 _____ ㊟

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ㊟

令和6年度 第19回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

- 報告第57号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第58号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第59号 非農地証明発行の専決処分について

6 議事

- 議案第200号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第201号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）
- 議案第202号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第203号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第204号 非農地証明願承認について
- 議案第205号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第206号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第207号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第208号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第209号 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員の推薦について
- 議案第210号 薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について
- 議案第211号 薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員について

7 その他

- (1) 11月総会の日程について
- (2) 農業者等と農業委員会との意見交換会の概要について
- (3) その他

【開始 13:00】

西 代理 初めに、会長にごあいさつをお願いいたします。

会 長 皆さん、お忙しい中、刈取りの時期も遅れている中、総会に御出席くださいますと本当にありがとうございます。

また、先ほど事務局からありましたように、大田推進委員が亡くなられたということで、ご冥福をお祈りいたします。

今からまだまだ寒くなってくると思いますが、体の調子を万全に整えていただいて、稲刈りを無事に安全に終わらせていただきたいと思います。

今年の米の値段は、かつてないほどの値段になっており、農家さんは来年に向けてすごく励みになるのではないかなと思います。

話によると、来年までは値段がこれで続くのではないかという話もしておりますが、その後はまたじわじわと下がっていくのではという気もいたしております。

今からまた来年に向けて、米の方をよろしくお願いしたいと思います。

今から先はまだWCSが減って、主食の方に切り替わるのではないかなという気がしております。

そうすれば、またちょっと米の値段がちょっとまた下がるかなという気もしますが、来年までは今の値段で通るという話も聞いておりますので、それを励みに、みんなで楽しく、おいしい米を作っていただきたいと思います。

また、令和8年度、県が奨励しております「秋の舞い」という品種がヒノヒカリの代わりに変わっていくのではないかなと思っておりますので、その方もよろしくをお願いいたします。

本日は本当にお疲れさまです。以上です。

議 長 ただ今から、第19回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。

局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で、13番：永留智史委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は17名です。

欠席委員は4名で、26番：ご逝去された大田実角委員、29

番：中川大樹委員、30番：馬渡義文委員、40番：早崎麻美子委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。

それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

10月2日に松下G委員の主事昇格に伴う辞令交付式を事務局執務室で開催しております。

会長、事務局職員が出席しております。

10月4日に常設審議委員会がホテルウェルビューかごしまで開催され
会長が出席しております。

9日・10日が定例の現地調査です。

次に、16日に農業委員会だより編集委員が502会議室で開催され、
運営委員を含む編集委員が出席しております。

また、同日、第18回運営委員会を本庁舎の502会議室において

開

催しております。

そして、本日第19回農業委員会総会、SSプラザ川内で開催となっております。

以上、説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよ

ろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、17番：磯道 博和 委員
18番：梶原 拓二 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第57号「農地形質変更届の専決処分について」
を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第57号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。
位置図、調査表は備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号3番の1件です。登記地目 田1筆
707㎡の届出がありました。
内容といたしましては、受理番号2番は、盛土し、段差解消を
行い、畑として農地の有効利用を図るための届出です。
従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると
認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更
に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処
理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第57号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第57号の説明が終わりました。
これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第57号を終ります。
次に、報告第58号「農地法第18条第6項の規定による合意解
約通知について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第58号を説明いたします。資料は3ページから4ペー
ジをご覧ください。
今月の合意解約は受理番号68番から76番までの9件です。
登記地目 田11筆 14,642㎡の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号

梶原主幹

議案第200号を説明いたします。資料は7ページから8ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号53番から57番までの5件で、登記地目 畑11筆4, 182㎡の申請がありました。内容を説明いたします。

受理番号53番は、建売住宅5棟と通路、54番は農家住宅、55番は一般住宅、56番は駐車場、57番は宅地分譲2区画の目的でそれぞれ申請されています。

以上5件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第200号の説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員

3番、薬師寺が53番を報告します。

10月9日、上小川委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図2ページ、調査表2ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていません。建売住宅通路としての転用目的です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、53番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

中島委員

8番、中島が54番を報告します。

10月10日、高木推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図3ページ、調査表3ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。農家住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

薬師寺委員 3番薬師寺が55番56番57番を続けて報告いたします。
調査日、調査員は先ほどの報告と同じです。
55番を報告いたします。
位置図4ページ、調査表4ページを御覧ください。
申請地の現況は畑で耕作されていました。一般住宅転用目的です。
56番を報告いたします。位置図5ページ、調査表5ページを御覧ください。
申請地の現況は畑で耕作されていませんでした。駐車場転用目的です。
57番を報告いたします。位置図6ページ、調査表6ページを御覧ください。
申請地の現況は畑で耕作されていました。宅地分譲としての転用目的です。
申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。
なお、現地調査の内容は報告書に記載してあるとおりであります。
以上のようなことから、55番、56番、57番の申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、議案第200号につきまして採決いたします。
議案第200号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第200号については、原案のとおり承認されました。
議案第200号については、許可意見を付して鹿児島県知事

に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第201号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第201号を説明いたします。資料は9ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号58番、59番までの2件で、登記地目 田1筆547㎡、畑1筆789㎡、合計2筆1,336㎡の申請がありました。内容を説明いたします。

受理番号58番は、自治会館と駐車場で、4775番2 宅地外1筆413.58㎡と一体利用で総面積1,202.58㎡となります。

また、私道を通るため、通行承諾書が添付されています。現在ある自治会館の位置が、がけ地に近いため、がけ地から後退させて整備するものです。

59番は、一般住宅で仮換地実測477.77㎡となります。

以上2件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第201号の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番薬師寺が58番、59番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどの報告と同じです。

58番を報告いたします。位置図7ページと調査表7ページを御覧ください。申請地の現況は畑で耕作されています。喜入自治会館建築目的です。

59番を報告いたします。

位置図8ページ、調査表8ページを御覧ください。申請地の現況値で耕作されていません。一般住宅転用目的です。

申請地に添付されている被害防除計画には妥当性があります。なお現地調査の内容は報告書に記載してあるとおりであります。

以上のようなことから58番59番の申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、議案第201号につきまして採決いたします。

議案第201号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第201号については、原案のとおり承認されました。

議案第202号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第202号を説明いたします。資料は10ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号60番の1件で、登記地目畑1筆624㎡の申請がありました。

60番は、申請地を借り受け、貸店舗（調剤薬局）の目的で申請されるものです。440番4宅地100.97㎡と一体利用で総面積は、724.97㎡となります。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第202号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員

3番 薬師寺が60番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどの報告と同じで、位置図9ページ、調査表9ページを御覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されていません。貸店舗転用目的です。申請の被害防除計画には妥当性があります。

なお、現況の内容は報告書に記載してあるとおりであります。

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第204号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第204号は原案どおり決定されました。
次は、議案第205号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第205号を説明いたします。資料は13ページから16ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号57番から66番の10件で、田14筆15,033㎡、畑7筆12,888㎡、合計21筆27,921㎡の申請がありました。
申請理由は、譲受人の「規模拡大」「営農開始」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。
57番、58番は、荒廃農地のため5年以上耕作する旨の誓約書が添付されています。
59番、63番、66番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。
申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。
従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。
以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第205号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12番、有馬が57番から63番を報告します。

10月9日、春田推進委員と事務局 中城・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、57番と58番ですが、位置図14ページ、調査表14、15ページをご覧ください。

申請地の現況は、保全管理されていなかったため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、59番ですが、位置図15ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、60番ですが、位置図16ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

権利取得後は、野菜を栽培予定です。

次に、61番ですが、位置図17ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、62番ですが、位置図18ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、63番ですが、位置図19ページ、調査表20ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

いずれも、規模拡大や新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

中島委員

8番、中島が64番・65番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、64番は、位置図20ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、田・畑で保全管理されていました。

権利取得後は、蕎麦を栽培予定です。

次に、65番は、位置図20ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は、田・畑で保全管理されていました。権利取得後は、蕎麦を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

西 委員 15番、西が66番を報告します。

10月10日、早崎推進委員と事務局 中城・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図21ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第205号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第205号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
次は、議案第206号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第206号を説明いたします。資料は17ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照くだ

さい。

今月の申請は、受理番号 67 番から 69 番の 3 件で、登記地目 田 1 筆 2,438㎡ 畑 2 筆 547㎡ 合計 3 筆 2,985㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、知人間の贈与によるものです。

67 番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 206 号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

新屋委員

4 番新屋が 67 番から 69 番を報告いたします。

10 月 10 日、古川委員と事務局の西職員と、現地調査を実施いたしました。

まず、67 番を報告いたします。位置図 22 ページ、調査表は 24 ページです。現況は畑で耕作されています。耕作者は、新規就農のための営農計画書がついています。

次に 68 番を報告いたします。

位置図 22 ページ、調査表は 25 ページです。現況は畑で耕作されています。

69 番を報告いたします。

位置図 23 ページ、調査表 26 ページです。

現況は田で耕作されています。3 件とも知人間での贈与です。

3 件ともに申請の被害防除計画書には妥当性があります。

なお現地調査の内容は、報告書に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、67 番から 69 番の 3 件とも、妥当性があり問題はないと考えます。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案206号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。

議案206号につきまして、原案のとおり許可いたします。

次は、議案第207号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第207号を説明いたします。資料は18ページから19ページをご覧ください。

今月の申請は、畑3,389㎡、農業用施設7,075.56㎡合計10,464.56㎡の申請がありました。

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記することができます。

また、今回の認定農家の方はさつま町の法人ではございますが、入来町で養豚をやっている農業法人さんでございます。平成27年も同じように、農業経営基盤強化促進法の問題で嘱託登記で所有権移転をした経緯がございます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

有馬委員 場所はどの辺ですか。

梶原主幹 基盤なので調査はございません。

梶原委員 入来峠の手前の山之口の信号から左の方で入って行って、途中から上がった所なのですが、途中からさらに左に上がった所です。営農型太陽光の一带です。

議長 よろしいですか。

有馬委員 はい。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第207号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第207号は、原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第208号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号269番から271番、298番、299番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第208号を説明いたします。資料は20ページから28ページをご覧ください。

今月の申請は、田 67, 984 m²、畑 9, 991 m²、合計 77, 975 m²の申請がありました。

中間管理権設定 54 件中、認定農業者等に係る分は 24 件です。
議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号 272 番から 297 番、300 番から 322 番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

中島委員 　　はい。社会福祉法人で借りられるということですが、法律的には何の根拠でされますか。

梶原主幹 　　この社会福祉法人の親和会さんは、五代でなずな園という法人さ
んで、もうずっと地域の田んぼを借りて、水稻を作っていたらしゃいまして、その関係で、今回基盤の方で貸し借りをしているということでございます。
農地中間管理権の方での契約もございしますが、取り急ぎ中間の方で結び直し、新しく整備をしているところでございまして、田んぼを耕作するということでの申請となっております。

議長 　　よろしいですか。

中島委員 　　はい。

議長 　　他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 208 号受理番号 272 番から 297 番、300 番から 322 番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第208号受理番号272番から297番、300番から322番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、議案第208号、受理番号269番から271番、298番、299番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員

(退 席 ・ 退 室)

議 長

議案第208号受理番号269番から271番、298番、299番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長

農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受け、議案第208号受理番号269番から271番及び298番、299番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の木場委員と木場委員のご子息ですので、内容説明いたします。資料は21ページ上段、25ページ上段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(な しの 声 あり)

議 長

ないようですので、採決いたします。
議案第208号受理番号269番から271番、298番、299番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第208号受理番号269番から271番、298番、299番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室・着席)

議 長 それでは、議案第208号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第209号「薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員の推薦について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第209号「薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員の推薦について」を説明いたします。はじめに31ページに市長からの9月17日付けで策定委員会委員について、農業委員会から1名の推薦依頼文が届いており、担当課は、都市整備課になります。

なお、今回の策定委員会委員の推薦は更新で行われるものです。続いて29ページ議案の提案理由の欄をご覧ください。

提案理由でございますが、本市では、持続可能でコンパクトな都市づくりを計画に進めるため、秩序ある市街地形成に向けた土地利用の誘導や規則、都市施設の整備促進、自然環境の保全等を体系的にまとめ、おおむね20年後の本市が目指すべき都市づくりの方向性を定めることを目的としています。都市計画マスタープランを策定するにあたり、マスタープランに必要な事項を調査審議するために、同策定委員会の委員の候補者1名を推薦する必要があります。これが本案提出の理由です。

ここで、議案資料中ほどをご覧ください。11月制定予定の同策定委員会規則（案）ですが、第3条で委員会の構成は、委員15人以内で組織され、今回の推薦依頼は、第2項第2号の地域住民を代表するものに位置付けされています。なお委員の任期は30ページ中段の参考部分に令和6年11月から令和8年3月31日までとなっております。

次に、参考資料として、32ページに組織体制図を掲載し、本年度の策定委員会は、2回の開催が予定されています。

以上で議案第209号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。
この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

下茂委員 　　10月16日開催の運営委員会において、上小川 文男 委員を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

議長 　　ただ今、上小川 文男 委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

木下委員 　　聞きたいことが、すみません、木下です。
このマスタープランの話が前に、1回目の農業委員ということで、これが前は、岩切市長の時代に平成28年に行われて以来、8年ぶりにこのマスタープランというものを立ち上げられて、それで今まで何もなかったのです。8年間。それが急にですよ。
市長選挙なり、それから市議会議員選挙、それから、隈之城川の特別指定の話が出てきて、8年間何もなくていきなりこの話が出てきてですね。
これが、何か意図があるのではないか、それは知事、事務局の方ではおかしいと思われなかったのですか。
私は資料を見たらですね、資料自体が28年度以降無いのですよ。
それで、そのときにも市長さんの挨拶の中、平成28年だったので、この8年間はどうかだっただろうと。
その間に農業委員の方が多分なっちゃった方がいらっしやったと思うので、多分、3期目4期目の方でなければ、その中身は知っていらっしゃらないと思うのですが。
そこのところが今までなかったのが急に出来たということで、ちょっとこう疑問視するところと、それから、これも18日までに推薦書を出せとなっておりますけども、今日は過ぎている。だからこれも、そんな話も出てこないし、実際は24日に来たということですから、農業委員会の総会には間に合ったのですよね。話をするとすることは。
だからそれも意図が、何かあるのではないかなとちょっとこう、疑っているのですけど。

■■■■さんの話が出ました。

だから私は、■■■■さんという方が、どこの方か、はっきりわ

からないのですが。

これを見た感じでは、これも地域拠点というのを立ち上げて、そして樋脇・入来・東郷、それを1点ずつにし、地域の拠点を立ち上げて、そしてやっていくのだと。

そして、祁答院が入っておりません。

川内が、全体で12か所あったと、地域の拠点が、それは皆さん御存じだと思うのですよ。

知らないといけないのです。

農業委員をされた方は、3期目以上の方は資料をお家で持っていらっしゃる訳ですから。

それが、だから、そういう説明をして、そして、それで初めて■■■■■さんをとということになるのであれば、話はもちろん、川内の方の拠点多い訳ですから、川内地区の方が成るのは当然かなと思っはいるのですけど。

そういうところの説明がなくて、いきなり、ただ読んで、中間を読んで、なにをと思ったのですけど、何か、三期目・四期目の方で御存じの方は、この経緯のお話をしていただけないかなあと。

ただ、みんな、うわの空で聴いて、なんかあったなあと。

だから、もう三期目・四期目の方で知っている方は、その話をしていただませんか、■■■■■さんはどうですか。

■■■■■さんの話をした訳ですから。

局長のほうから、事務局からの話をちょっと教えてください。

局長

主に3点あったと思います。

1点目が、都市計画審議会が都市計画のプランが28年の3月に、定めてから、その後どうなったかということと。

それについて私もちょっと確認後、都市計画の計画は見たのですが、そのときにも、20年を見込んでですね、立てて計画していたのですけれども、今回改めてまた計画の見直しをするということで、担当課の方から来ておりますので、当時、そのときの策定委員会のメンバーも、農業委員会の委員の方から■■■■■さんが一応委員として出て審議をされております。

今回、先ほど言いましたこの具体的な中身について私も全ての計画ちょっと見てないので御説明はちょっと難しいのですが、先ほど提案理由で、お話をしましたとおり、あれが主にコンパクトにまとめた内容になっております。

それだけに、よろしいですか。

2期目、3期目はなかったのですか。

木下委員 28年からは何もなかったのですか。

平局長 その開催まではちょっと私も確認はしてないですけども、

木下委員 地域拠点というものがあって、そしてその資料の中にはですね、確か、18年から28年から農地転用をして、ここを借りましたよとかそういう図面もちゃんと資料の中に入っているのですよ。

だから皆さんもそれも皆見ていらっしゃる方は御存じの方もいらっしゃるかもしれません、あるかもしれません。

ですから、そこのところにちょっと事務局であり、その運営委員会をするのであれば、そこまで調べてですよ。

それを発表してから、そのお名前が出るのは当然じゃないかな。

ただいきなり言われて、皆さん分かりますか。

どうでしょう。

平局長 具体的な中身はですね先ほども申しあげましたけれど、委員さんの中で、また、今年は2回開催をするということになっておりまして、中身をちょっと、各委員さんのほうは、資料等も、具体的にはお渡し等はされてないと思いますので、もちろん発表はホームページ等でも出ています。

私それをちょっと確認したのですけども、それはちょっと私も確認をさせていただいたところであります。

木下委員 その経緯等が何かあるのであればまた後で教えてください。

平局長 分かりました。

そこについてはまた都市整備課のほうに確認して、今までの経緯の説明で質問があったということで一応確認をしたいと思います。

木下委員 どう考えていますか。

市長選挙があり、市議会議員選挙があったが。

この前、隈之城の、長沼さんが説明したことがあったりしました。何か意図的なものが感じられるのですよ。

梶原主幹 マスタープランですので、計画になりますので、これを都市計画の平成28年3月に作ったものを見直しするので、マスタープランの審議会を出したい、立ち上げてもう1回ねり直すというのが主なことで、28年からずっとその計画に基づいてやっていたので、そ

の市議とかそういうのはたまたま、今年ありましたけど、余り関係ないのでなかろうかなってというのがまず1点。

あと、なぜ■■■■さんかといいますと、都市計画の用途指定をされている地域にいる農業委員さんをお願いしますということで、特に、都市部の水路とかそっちの方を■■■■さん御存じですので、以前、立地適正化の委員をされていましたので、それでまた、都市計画のマスタープランの委員としては、都市部である、用途指定があるのは入来もありますし、樋脇、東郷もあるのですが、そういうところの分で、都市部の方が川内地域の方が広くてたくさん用途指定してされています。

木下委員 私が言っているじゃないか。
さっきから言っているじゃないですか。
■■■■さんはどこの方なのですか。

梶原主幹 ■■■■さんは■■■■です。

木下委員 川内の■■■■ですね。それならば、川内の方も八つぐらい、地域拠点が該当していますから。

梶原主幹 その部分で水路とかも前の前職で回ったりされてよく御存じですので、そういうことで、前も適正化委員をしていただきました。
そこら辺のところ、都市計画の関係の委員をされましたそのまま、運営委員会で、適任じゃないのかという御推薦をいただいている経緯です。

木下委員 はい分かりました。

平局長 今申し上げたとおり今■■■番の■■■■委員のことです。

続いてあと1点あると思います。

文書の期限の話です。

私ども、この話を受けたときに、総会審議でないと委員さんの提出はできないということで都市整備課の方には、総会後の決定を受けてから報告をさしてくれということで、一応そちらの方には了解をもらっております。

この文章から見ると先ほど委員の御指摘のとおりちょっと説明が足りませんでしたけれども、一応期限については、総会後ま

で結構ですということで頂いておりますので、御報告いたします。以上です。

木下委員 わかりました。

議長 ほかにご質疑はございませんか。

全委員 (なしの声あり)

議長 なしということですので、上小川 文男 委員を薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員として推薦するということが賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第209号「薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員の推薦については、上小川 文男 委員を推薦することに決定いたします。

次に、議案210号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西代理 議案210号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について」ご説明いたします。

資料の33ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第23条に基づき、農地利用最適化推進委員の大田委員より辞任願が提出されたので、薩摩川内市農業委員会の同意を求めるものであります。

辞任の理由は健康上の理由に伴います一身上の都合です。

辞任希望の時期ですが、令和6年10月28日の本日になります。

下段の参考をご覧くださいと思います。

農業委員会等に関する法律第23条に推進委員は、正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるものと規定されております。

今回は、健康上の都合による理由のため、第23条に合致すると思われま。

なお、34ページに辞任願の写しを添付しておりますので、ご参照ください。

以上、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。
　議案第210号については、原案のとおり辞任することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　（挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第210号については原案のとおり採択することといたします。
　次に、議案211号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

西代理 　議案211号「薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員について」ご説明いたします。
　資料の35ページをご覧ください。

　薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員より辞任願が提出され、本市農業委員会農地利用最適化推進委員に欠員が生じるため、今後の取扱いについて、審議を求めるものであります。
　提案理由をご覧ください。

　農地利用最適化推進委員に欠員が生じたとき、農業委員会の業務に支障が生じなければ、欠員の状態を維持して運営するか、又は、所掌事務を適切に処理できなくなった場合は、選任することができるとされています。

　下段の参考をご覧ください。

　このことについて、新制度の農業委員会に関するQ&Aに推進委員が任期の途中で解職され、又は辞任した場合は、直ちに補充する必要か。という問いに対しまして、回答は、法令上、推進委員の補充が必要な場合に関する規定はありません。

　そのため、必ずしも推進委員が1名欠員するごとに補充する必要はありませんとあります。

　要するに、大田委員は推進委員として、樋脇地域を所轄していらっしゃいましたので、樋脇地域で所掌業務に支障が生じるか、又は欠員がある状態でも業務に支障が発生しないかが判

適化推進委員 1 名欠員の状態で農業委員会として運営することといたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第 7 のその他に入ります。11 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理

11 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、11 日（月）が本土川内地域、8 日（金）が本土 4 支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

なお、川内地域については、申請が多い場合は 3 班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前 8 時 30 分までに農業委員会事務局横の 502 会議室にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の 11 月総会は 11 月 26 日（火）午後 1 時から、SS プラザ川内の 3 階第 1 から第 3 会議室を予定しています。

なお、総会当日は午後 6 時 30 分から味の三筋で忘年会を予定しております。

また、裏面は 11 月から 1 月の行事予定を記載してあります。特別な主要行事のみ申し上げます。

11 月 20 日から 21 日にかけて、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が行われ、女性委員の方々 3 名、事務局梶原主幹が出席予定です。

11 月 22 日農業者等との意見交換会が本庁舎 603・604 会議室で開催予定です。

意見交換会の概要については、その他で詳しく説明いたします。

12 月 4 日が北薩地区農業者年金会議が阿久根市 ABC パレスで行われます。農業者年金の加入推進部長さん方の出席をお願いします。

12 月 27 日が仕事納め式、開けて、1 月 6 日が仕事始め式、その後会長、会長代理、事務局で関係機関の新年挨拶まわりを行います。

です。

農業者等の参集範囲ですが、認定新規就農者25名、男性20名、女性5名となっております。

先月総会時には23名でしたが、国の要件に合致する認定新規就農者は23名なのですが、年齢要件を撤廃した本市が独自に定めた新規認定就農者が2名おりましたので、追加いたしまして、25名としております。別紙に25名の名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

今回の農業者等の参集範囲は本市の認定新規就農者を対象といたしました。

参集根拠ですが、これから担い手となる認定新規就農者の方々の意見等を聞きまして、農業の課題や改善できる方策等を洗い出し、新規就農者の確保・育成を図ることを目的としております。

将来の農業の発展に係る農業施策等について検討し、今年度の薩摩川内市長への意見書として提出いたします。

今回は、これからの薩摩川内市の農業を担う若手農業者のざっくばらんの意見や現在どのような課題・問題等に抱えているかを把握し、今後の本市農業政策の振興に資するため、認定新規就農者の方々との意見交換会を立案いたしました。

農業委員会からの出席者は、会長、会長代理を含む運営委員、そして、若手の新規認定就農者のため、11月22日現在で50歳未満の農業委員・最適化推進委員の永留委員、中川委員、豊田委員、早崎委員にもご出席いただき、ご指導をお願いしたいと思います。

また、木下委員からオブザーバーとしての参加希望がございましたので、木下委員も参加されます。事務局の出席者は局長以下6名となっております。

議題についてですが、認定新規就農者との意見交換のため、あえて、テーマを設けず、真の意見・課題等を取りまとめていく形をとります。

初めに、専門部門ごとに分散会を開催し、意見・課題等を取りまとめまして、全体会において分散会の意見・課題等を集約いたします。

2ページをご覧ください。

分散会の専門部門は、5部門に分けます。園芸・果樹部門、花卉・養蚕・工芸部門、畜産部門、普通作部門になります。()の人数は、認定新規就農者の対象人数です。

専門部門の本市農業委員会の割り当てについては、園芸・果樹部門が小園代理、小城委員、中川委員、梶原主幹、花卉・養

蚕・工芸部門が梶原委員、磯道委員、豊田委員、私、富士代職員、畜産部門は別府会長、早崎委員、吉原 G 員、田上 G 員、普通作部門は下茂代理、木場委員、永留委員、平局長になります。

分散会の進め方ですが、分散会のあいさつを別府会長、司会は私が行います。

運営委員の（代表）下線を引いてある方が各専門部門の代表者となっていただき、農業に関する意見・課題等を取りまとめていただきたいと思います。

事務局職員は運営委員等の補助となり、記録等を行います。

次の全体会ですが、議長を下茂代理が行っていただき、進行は私がいたします。

専門部門ごとに、課題・意見等を発表していただき、その課題・意見等に対して、全体的な意見を付して集約していただきたいと思います。

それ以外の意見等についても専門部門ごとの意見・課題等を全体会で取りまとめまして、薩摩川内市長への本市農業委員会の意見といたします。

次に、その他ですが、今回、ご出席いただく認定新規就農者に対して、粗品を準備したいと思います。

粗品については、自動開閉折り畳み傘を準備いたします。

また、認定新規就農者への出席の依頼方法ですが、郵送で方法はなかなか出席率が悪くなりますので、誠に申し訳ありませんが、25名を手分けして、委員の皆様方で訪問していただき、ご依頼をお願いしたいと思います。

委員さんの振り分けについては、総会後の最適化推進会議でご協議いただきたいと思います。

以上、説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

木下委員 　　依頼文は後もっていただくのですか。

西代理 　　依頼文は本日準備しておりますので、後でお配りいたします。

議長 　　他にご意見等はありませんか。

木下委員 　　全体会のある前に発表するとき、書記さんとお話をするときに10分くらい休憩をとってまとめるとかそういうのはもうこ

こで決めなくて、具体また詳細は、総会のとときにじゃなかった、後で決めるということなのですね。

西代理 一応ですね11月14日の日に出席される委員さん方にはです
ねまた、出席委員打合せ会の方の出席依頼の文書をまた出します。

11月14日にもう一度、シナリオまで、口述書までつくったものを再度の分かる時間で、何時から何時にはどういったこと発言して頂いて、休憩時間が何分ですよとか、そういったのをまた具体的に打合せ会の中でお示しいたします。

木下委員 ある程度はできているのですね。

西代理 はい、そうですね。

木下委員 そのときに受付をされる方とか、写真撮影をされる方とか、それも考えていてください。

西代理 はい、分かりました。受付、それから、写真撮影ですね。それから、録音もいたします。

木下委員 それと新規就農者への新規認定就農者への出席依頼ですけど、代理でもお父さんお母さんでもいいですか、本人渡しですか。

西代理 すみません。

できるだけ御参加頂きたいので必ず本人の方に会っていただいて、趣旨を御説明していただいて、農業で本当に忙しいと思うのですが出来る限りご都合をつけていただき、必ず御出席いた

く

ようをお願いしたいと思います。

今回意見書の中にも盛り込みますので、なかなか、要望とか、課題、場所等そういったものを言える機会がないと思うので、日頃市に対してどういったものをしてくださいとか、今後、国に対してこういったことをしてくださいとか、そういったものがあれば、できるだけ、そういった要望を聞きますので、ぜひ御出席のほうをお願いしたいというふうに思います。

この意見書については農業会議のほうにも提出いたしますので、国の方に上がっていきます。できるだけ、そういった日頃、

思っていることがあれば、この機会に御出席いただいて、できるだけ、御発言とか、そういったものを流していただきたいと思えます。

木下委員

今年の1月に農業委員会だよりで会長と市長さんが手渡しをして写真を撮ったのが農業だよりに載っていましたが、その分に活用するという理解でよろしいですね。

だから、使うことについては1月分の農業だよりに記載されるということですね。

西代理

すみません。農業委員会だよりなのですが、これは市の広報と一緒に出すものですから、締切日が11月22日以前になっておりまして間に合いません。

木下委員

分かりました。

皆さん、何かないですか。言いたいことがいっぱいあるのですが、もう言いません。昨日も選挙速報を聞きながら考えたのですが。

この2番の専門部ですよ、農業委員会の割り当てということで、それぞれ あいうえ ままであって、そして代理の方々が運営委員をされて、そして、ここでは2番目に5人、■■■■さんなり、■■■■さん、■■■■さんと書いてありますが、この方々が、取りまとめて先に進むようにするように、その方々ですね役割が非常に大きいので、そこを代理と委員では意見が出やすいように持っていくのが、この2番目に書かれた■■■■さんなので、そういうのもちゃんと考えられて、11月14日ですかね、そのときにはそれも担当して、それも、代理さんと2番手の方はそういう役割分担をさせていただくようお願いしたいと思えます。

それから、園芸部門のところは9人いて、あとが6人、7人、3人ですが、ここはあまりにも園芸部門が9人もいますと、多いのではないかなと、他のところは6人、7人、3人です。

私はこのところはもう1回見直して、できれば女性の方が4名いらっしゃるわけですから、女性は女性だけで集めて話をしたほうがいいのかという意見も前もって言ったか言わなかったか、そういう考えというのはそれはもう突っぱねられるということではないですね。

西代理

女性の方々も今回5名いらっしゃるのですけれども、それぞれ各部門が違うのですね。1人の方は、園芸、例えば畑専門であったり、1人の方は水稲であったりとか、もう1人の方は、養蚕部門であったり、それぞれ各専門部門が違うんですね。

女性だけまとめてしまうと、その専門部門が全然違ってくるので、意見というのがなかなか集約しにくくなります。女性の方々も、男性とは区別せずに、頑張っているらしいです。

同じようにたくさん、面積を作っているらしいので、そういった様々な問題があると思うのですね。なので、女性の方々だけ分けるというのは、良い意見が出にくい可能性があります。

木下委員

いや、それは女性だけの声をいっぱい聞けばいいので。

西代理

今、男女共同参画というのがうたわれておりますので、そういったなんですけれども、やはり女性の方々、男・女 関係なしに農業されてらっしゃいますので。頑張ってもらっています。そこはもう振り分けしない方がいいのではないかなという風に思います。

木下委員

これは私の意見です。

私はこういう場では、女性は女性だけで話をした方が、男の中に埋没するよりも、女性が女性だけで話をしたほうがいい意見が出ると思います。

これは私の意見です。

西代理

はい、分かりました。

あとそれとですね、今回各専門に交換会をするものですから、市の農業政策課、それから市の畜産営農課に出席を会長名の公文書でお願いしたのですが、ちょっとどうしても日程の都合がつかなかったということで今回、両方とも農業政策課、畜産営農課、欠席させていただきますということで報告が来ております。

議長

ほかに意見などはございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

平 局長 それでは、資料2の方をお開き頂きたいと思います。
事務分掌を若干変更させていただくことになりましたので、御報告をさせていただきます。
変更になった分というのが、この広いA3の横の紙になります。
資料2でございます。

よろしいでしょうか。

中城グループ委員の上から3番目、10-9というのが後ろに利用権設定中間に関するということを書いておりますが、今までは中城グループ員が中間と基盤ということで、二つの業務が示されておりました。

これを今回分けまして、中城グループ員は中間に関することになります。

基盤に関することは、その上の吉原グループ員。

10-9というところの上から3番目、利用権設定の基盤に関するということになりましたので、今まで中城グループ員が中間基盤二つの事業を持っておりましたが、10月から、吉原グループ員の方が基盤に関すること、利用権設定の基盤に関することを担当するということになりましたので皆様方に、御説明をさせていただきました。

御意見、御相談等がございましたら、それぞれの担当職員、また申し出ていただいて情報を進めさせていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長 他に何かございませんか。

梶原主幹 はい、議長。

すいません。もう1点です。

■■■■■■■■■■さんの転用の関係と、■■■■■■■■■■さんの3条申請及び形質変更届のことについてですね。

現地の方を見られた委員さんのほうがちょっと3条申請の方と形質変更のところが耕作されてないという情報を頂きましたので、先方のほうに確認を取りましたので、御報告をさせていただきます。

まず、■■■■■■■■■■さんなのですが、宅地分譲のほうもう完成しておりまして、進捗状況報告書の方がもう出されております。

転用の方はもう完了しております。

県の方にも進達済みです。

3条のほうと形質変更のところなのですが形質変更はもう事前
に着手して、盛土をされているのですけれども、3条の営農計画
書の中でも盛土をして、3月4月にレモンを植えますということ
での営農計画書が添付されておりましたが、許可がおりてから3
か月間何もされてない状況で、草木が繁茂している状態が続いて
いるということで、御出席を頂きましたので先方のほうに、確認
をしましたので報告をさせていただきます。

営農計画では許可後すぐ盛土をして、耕うんとか草刈り等をして
3月4月に植えますということだったのですが、許可後で
すね、XXXXXXXXXXさんとしては、それを少し早めて、表土を
入れて、レモンの作付けをしたいということで発注をかけていた
ということです。その間、発注している間、管理をしていなかった
ということでは申し訳なかったということで、回答を頂いたの
ですが、その関係で10月中には表土を入れますということと、
11月の月上旬にレモンを植栽しますという報告を受けておりま
すので、11月の月上旬にはもうレモンの苗木を植えますというこ
とですので、植えた後は下を肥培管理していく形になると思いま
す。

5メートル間隔でレモンを植えて42本植える計画というこ
とで報告を受けております。
また近くを通った際、委員さん、その後、植えてないようなこと
があれば、また私どものほうに御報告を頂ければまた確認をした
いと思えます。

そういうことで見直しをして、発注をかけている間の時間に許
可後の間隔があいて、完了していないような状況でしたというこ
とですみませんでしたということで報告を受けています。

以上で報告をさせていただきたいと思えます。

木下委員 それは口頭確認ですか。文章はできているのですか。

梶原主幹 メールでいただきました。
文書でもらうとかってというのはまず、許可後3か月しか経って
おりません。

いつものことと言いますと、許可が出てどのように進むかって
いうことは、さっきも話しましたが、委員さんがなかなか進んで
ないよという報告を受けると事務局の方は、申請者に確認をい
たします。

これは口頭で確認をします。
それで、それがもう速やかにしないといけないので1年とか2年とか経ってれば、それこそ会長名で文書を出すということになるかと思いますが、まだ3か月しかたっていないということで、口頭での確認をさせていただいております。

何をもって公文書であるか、そういうのはやっぱり委員さんの御意見を聞いた中で図っていかないと、相対ですので、すぐすぐには文書で出すということは、事務局としては考えていないということでございます。

木下委員 それは、代表者のその下の方で、言葉を発して責任をとれる方なのですか。

ただの職員さんからの弁ですか。事務局にはちゃんと説明責任になる人がお話をされていらっしゃるのですね。

梶原主幹 ■■■■■■■■■■の代表者は■■■■さんですけど、■■■■■■■■■■で営農をしている方がいらっしゃる。営農の一番の責任者の方に代理の方が確認してこういうふうにやりますということできていますので、■■■■■■■■■■としての回答ということで私ども受けています。

■■■■さんに直接聞いてはいませんけれども、そういうところで、■■■■■■■■■■さんの回答は頂いております。

なので、正式な文書で出す場合は会長名で、代表の方に聞くのですが、そこまではまだしてないです。

議 長 他に何かございませんか。

田中委員 はい、議長。

今の件ですけれども、昨日ですね、用があってちょっと通ったのですが、ちょうど表土を搬入しているところでした。

広げて多分3分の2ぐらいの量が入っている状況です。

厚さは多分30センチ前後ぐらいの状況でした。

まだ作業中でしたので、完成しているかどうかは分かりません。

以上です。

梶原主幹 ありがとうございます。

議 長 他にご意見等はございませんか。

議長 それでは、全体的に何かございませんか。

木下委員 はい。

私だけで申し訳ないのですが、ちょっと、もう1回農業委員なり推進委員として、みんなの気持ちを合わせておかないといけないことがあると思うので、話をさせてください。

20周年の薩摩川内市の記念のときに、農業委員の方には、出席の有無に関して、封書なり返信はがきを送るよにとということ出来ていたわけです。皆様に。

これで当日は、私が見る範囲ではいらっしゃったのは4人。女性の方がお1人と、■■■■さんと■■■■さんと私の4人でした。

あと、それで、隣に市議会の委員さんとかいらっしゃって、農業委員は少ないなあということだったのですが私も、そのときに受付のところで見てみたらですね、決議欠席ということで、欠席の連絡をしていらっしゃる方もいらっしゃいました。

それでですが、私は仕事の癖で必ず名簿で見る癖があるのですが、白票で、何も連絡をしていらっしゃらない方もいらっしゃるようでした。

それが果たして、事務局の面子もつぶれるし、市役所の20周年の方々に対して失礼じゃないかな、そういうのは。

あくまで郵送準備したら送らなければお金はいらないので、はがきなりそういうものを使っているわけですから、それでいいのかなと思いました。

それからもう1件、今度、鳥獣被害の件で、今、御自宅のほうに皆さんここにいらっしゃる方々に全員、皆さんに、連絡・封書等を入れて、出席のA4の用紙が来ていると思います。

それも今月の31日までですよ。

出席が、ちょっと手元に何日まで日付忘れたけど、それもですね

それについてもまだ日にちがあるので、必ずそれだけについては、出すというのが本当じゃないかなと思います。

それで去年も遡れば、去年は有馬さんが講師をしてくださいました。

そのときにも私はちゃんと行きましたが、他にいらっしゃる農業委員は6名だけでした。

だから、やっぱり、忙しいのは分かるんですけど、前もって分かっているし、市役所の職員の方々が、事務局としては大変な苦

労われて、皆さんに郵送の書類を送ってくださっているわけですから。

皆さんもう出された方もいらっしゃるでしょう多分、この40名、それについては、期限が31日まででしたので、それについては必ず皆さん、出しましょう。

でなければ、農業委員会は出てこないと言われます。

事務局の方々はですね、やっぱそう言われたときに、我々には言わないですけど、事務局の方々は肩身の狭い思いをされているんですよ。

ですから、そういうものについては必ず皆さん一緒に出しましょう。

ぜひ意思疎通を図っていただきたい。

少し耳の痛い御相談かもしれませんが、皆さん悪く捉えな
いで、考えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議 長 貴重なご意見をありがとうございます。
提出物があった場合は皆さん出しましょう。

議 長 他にご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 これをもちまして第19回薩摩川内市農業委員会総会を閉会
いたします。

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」 【終了 15:00】